

マレー人の家族

前 田 成 文*

The Concept of Family in Malay Culture

by

Narifumi MAEDA

I

社会集団は社会関係の一種であり、集団を分類する基準も集団的関係の特質に求められる。ところが、ひとたび集団が社会関係の過程の結果として類型化されると、集団の形式が強調され、さらには特定の形象としての人の集まりを前提とした分析がなされて、社会関係の固有な現象が一般化・形骸化されてしまう。集団としての家族概念はその顕著な一例である。相互作用説に立脚する家族社会学者でさえも、一定の固定した集団像を家族の前提として分析を進めている。¹⁾ 制度としての家族が普遍的一般的な特質を持つことにはもちろん疑問を呈するが、逆に純粋な相互作用によって家族現象を切るということにも賛同しえない。むしろ、本稿では、マレー人の家族を一つのメンバーシップの固定された社会集団として概念化することの妥当性に対する疑問から出発して、マレー農民の家族概念について検討するのが主旨である。²⁾ いいかえれば、マレー人の家族のイメージと、そのイメージをマレー人が社会生活でいかに活用・操作するかという、認識論と組織論の接点の問題である。

データの主たる部分は、マレーシアのマラカ州の一農村の調査に基づいたものであるが、多くの点はマレー半島のミナンカバウ系移民を除くマレー人一般にあてはまるものと思われる。^{3,4)}

* 京都大学東南アジア研究センター

1) 例えば、Roy H. Rodgers, *Family Interaction and Transaction*, New Jersey: Prentice-Hall, 1973.

2) 村武精一(『家族の社会人類学』弘文堂, 1974)は、世帯を日常的共住と家計を共にする集団として、家族を近親者を中心に成員権を共有する組織ないし制度として捉えて、家族を親族集団としては捉えないと言う。もとより通文化的な分析概念としての家族、世帯の語を組織または集団と置きかえてみても、後者の社会学的な意義が必ずしも一義的でない以上、議論は不毛となろう。本稿は、マレー農民に限って、彼らの抱くイメージを追求するのが目的であるので、通文化的な比較論は行なわない。日本の家本位制との比較を試みた筆者の“Family Circle, Community and Nation in Malaysia,” (*Current Anthropology* 1975年3月号掲載予定)と題するエッセーを参照されたい。

3) 筆者の現地調査は、東南アジア研究センターのマレーシア・プロジェクトの一環として、1971年より1972年にかけて約1年間、マラカ州プルヌ区BP村において行なわれた。他の調査報告(「双系的親族組織におけるイトコ婚の一考察」『東南アジア研究』10巻4号, 1973年)に調査村の概要をのべたので参照されたい。

II

II.1 詳細な語義論を展開するつもりはないが、マレー語で「家族」を指す語は大きく二つに分けうる。⁵⁾ その一つは, keluarga のように, 小さな家族といわゆる「しんるい」との範囲の区別が明らかでないもの, 他の一つは, kelamin のように, 特に小さな家族を指す場合の二つである。両方とも, 家族構成員を指すのか, 家族という集まりの枠組を指すのかは, おうおうにして不明瞭である。

Keluarga は「家族」の意味で一番良く使われる語であろう。この語はサンスクリット語起源で, 家族を意味する kula と, 成員を意味する warga とから合成されたものと言われる。現在では家族全体をも指すが, もともとは家族成員ということになる。アラビア語起源の kerabat, ジャワ語の batih などもあるが, 日常一般には使われない。Kaum keluarga, kaum kerabat と言えば, より集合体としての「家族」を強調する。Keluarga は, 単に一組の夫婦とその子供だけからなる小家族を示すこともあるが, 一般には範囲があいまいで, より広い親族をも含めて用いられる。後者の広義に用いられるときには, 「しんるい」を表わす sanak saudara, saudara mara, adek-beradek などと同じ内容をもつ。Saudara というのは「きょうだい」をも意味し, adek というのは弟を意味する。Keluarga にしろ他の語にしろ, 家族と親族との社会圏が連続的であって, 相互排除的ではない。⁶⁾

Keluarga に対して, kelamin という語は夫婦とその子供だけの小単位しか意味しない。もともとの意味は「対」であり, 一对の夫婦を強調している。⁷⁾ 小家族を指すもう一つの語に, anak bini がある。Anak は「子」, bini は「妻」であるから, 直訳すれば「妻子」ということになる。両語とも家族構成員の一部, それも基本的な一部をもって, 家族全体を表現している。

しかし, 現実には農民達が小家族と大家族とを必ずしも厳密に区別しているのではない。例えば, keluarga と kelamin との相違について, あるインフォーマント (小学校教員, 28才既婚男) は, keluarga は, 祖父母から分出してきたすべての子孫を指し, kelamin はそのよう

- 4) マレー人一般を考えるにあたって, マレーシア・プロジェクトの共同研究者でありメンートルでもある口羽益生, 坪内良博両氏のケダ州およびクランタン州のデータならびに両氏との討議におうところ大である。3者の共同編著になる『マレー農村の研究』(創文社, 未刊)を参照されたい。もちろん本稿での解釈, 結論の責は筆者一人にある。
- 5) 本稿でマレー語と言う場合には, マレー半島で一般に用いられている標準マレー語という意味である。
- 6) 現代日本語で「しんるい」は「家族」以外の縁者である。例えば, 新明解国語辞典では「おじ, おばやいとこやおい, めいなどの血縁関係でつながりが有る人で, 別の世帯に属する人」と定義している。マレー語では, その他に saka-baka, suku-sakat, kaum, puak, waris などのような親族を表わす語が使われることもあるが, 調査地では, これらの語を日常会話で親族の意に使う例に出会わなかったので省略する。これらは単系親族制度の影響などとあわせて考えられるべきかも知れない。
- 7) プロト・マレーであるエンダウのオラン・フルでは, 家族を指すことばは kelamin だけである (拙稿「マラヤにおけるジャクンの家族構成の特質」『東南アジア研究』5巻3号, 1967, p. 467)。

な keluarga の一部分にすぎず、夫と妻とから成る、と説明する。それでは、keluarga は saudara mara と同義であるが、それにもかかわらず夫婦家族だけをも指すのは何故かという質問に対しては、分からないとし、前述の説明も確信があるわけではないと注釈する。

ことばの上からだけ見れば、一方には夫婦、妻子という特定の関係をもって家族を限定する用語があり、他方では親子関係を軸にして無限に広がり得る可能性を持つ「子孫」に近い意味での用法も存在し、その両方が時には混同されるということになる。

II.2 単一の家屋 (rumah) に住む人々を isi rumah と称し、世帯は seisi rumah である。⁸⁾ 世帯を指す語には別に「はしご」を意味する tangga を rumah につけた rumah tangga がある。Berumah tangga は結婚する、世帯を持つ、という意味がある。同様に serumah は「一緒に家に住んでいる」とか「家に住んでいるもの全部」とかいった意味のほかに「すでに結婚した」という意味も生じてくる。

これらの用語は、家屋と結婚との連想を強く呼び、事実マレー人の夫婦は遅かれ早かれ彼ら自身だけの家屋をその一生のある時期には持つことになる。しかし、それはあくまでも夫婦あるいはその一人が独自の家屋を所有することであって、その家屋の構成員を規制し限定する規範は明確には存在していない。

建物としての家屋は、高床式で礎石の上に木造の構造物がのせられているだけで、通常、表の間である serambi 部分と、寝室を中心とする母屋 (ibu rumah) と、台所 (dapur) の三つに区分され得る。母屋、台所ともに分離可能で、また運ぶことも簡単なので、古い家が使用可能な場合には新築の際に売り払ったり、あるいは家屋ごとの転居も可能となる。農村部における建築の費用は、大工賃銀と材料代とで 3,000～13,000 マレーシアドルくらいの幅があるが、中層の普通の家で約 5～6,000 ドルといえる。⁹⁾

土地は、相続による分割された屋敷地を利用するか、しるい間の売買によって確保し得る。開墾する土地が無くなり、屋敷地を主に相続に頼るとすると、自然に近親者が相集まる傾向も生じてくる。従って、同一屋敷地における「親族近隣集団」¹⁰⁾「屋敷地共住集団」¹¹⁾が形成される。しかし注意すべきは、例えば親の世帯が居住する家屋と子の世帯が居住する家屋とが同一の屋敷地に建てられるのは、そうすべきであるという規則が存在しているのではなくて、経済的な考慮からそのような集まりが村内に認められるというだけのことなのである。むしろ

8) isi は内容を意味する。この場合の seisi あるいは前述の kelamin につけられる sekelamin の se- は「全体」を意味する。

9) これは調査村周辺における費用である。調査村周辺部の家屋は平均して他地方の家屋よりも良く手入れされている印象を受け、家屋に投じる費用も多い。

10) 坪内良博「クランタンの二つの農村一町に近いむらと遠いむらとの比較」『東南アジア研究』11巻4号、1974。

11) 水野浩一「東北タイの村落組織」『東南アジア研究』6巻4号、1969。

規則があるとすれば、それは一組の夫婦が一つの家屋に独立すべきであるということであろう。

家屋の構造が基本的に一組の夫婦を単位としたものであることが、必ずしも一夫婦単独居住の原則を生むものではないことは、簡単に建て増しの工夫などによって2組の夫婦を収容し得、また実際にそのような世帯構成が過渡的とはいえ存在することからも明らかであろう。一つの家屋には原則として一つの台所 (dapur) しかなく、調査地では一家屋内に二つの調理場所を備えた例はない。¹²⁾ このような家屋の形態がそこに住み育っていく者に何らかの影響を及ぼすことは認められねばならないが、家屋構造が家族の在り方を規制していると言えないのはもちろんであろう。むしろ、生態学的に小人数しか収容できない家屋しか作れないというのでもなく、技術的に大人数を収容し得る家を建築できないというのでもない以上、家族の在り方が家屋を決定しているとも言える。

人の一生から家屋の役割を見ると、家屋は女性と幼児にとって最も大切な場所であり、彼らにとって家屋以外での生活は考えられない。¹³⁾ Orang rumah (家人) という語が妻を指すのも、家と女性との結びつきを強調している。児童になると家の中より村の中あるいは田圃が遊び場となる。フォーマルな教育はコーラン塾、小学校、宗教学校にゆだねられる。青年男子になると出稼ぎなどで、家にいる時間は少ない。壮年者も仕事のために外に出て、家で過ごす時間は少なく、余暇の多くは、同性の者との雑談に終始するコーヒーショップでついやされる。男にとって生活の中心はむしろ家の外にある。¹⁴⁾ これに対し、女性は10代の半ばから家の中に引きこもり、中年・老年となつてからの交際も自分の家か他人の家の内部あるいは井戸を中心とする水場に限られる。女性が男性から隔離される傾向にある社会にあっては、当然女の常住する家屋が私的領域を形成することになる。

Ⅱ.3 どんな家にも、にわ (屋前, halaman) としての空地があり、余裕のある家には果樹などの畑 (kebun) が家屋をめぐり、屋敷地全体を針金の垣が囲う。家屋は空間的に他の家屋と明らかに区別される独立の単位である。一つの家屋に同居する者が一般に一組の夫婦を中心とするのを見て、「核家族」という集団が家長を中心に形成されていると結論するのは早計である。夫婦とその未婚子女とが一緒に生活する期間は人の一生の内でも限られている。BP 村の場合、純粋にそのような状態にある世帯は19.1%にすぎない。ところが夫婦とその子供以外の構成員を含む世帯もわずかに21.3%である。残りの6割は外見上核家族に見えるが、実はそこに種々の問題をはらんでいると言える。しかも、家の中での生活はバラバラになり易く、構

12) オラン・フルでは簡単に「寄寓」でき、調理場所も簡単なので、一家屋に同居する2世帯が家の両端に別々の「かまど」を持つこともある。

13) これはもちろん日本語でいう「家に縛られた」などとはまったく異なる。

14) 家屋の内部空間と外部空間とは高床によって区別されるが、男客がもてなされるベランダは欄干のみで壁による仕切りがなく、外に向かって開いている。このいわば「つなぎの空間」とも言える場所が男の空間として意識されることにも注意したい。

成員をまとめるような必要や構成員がまとまる契機が少ない。逆に同居していない者が「家族」でないと単純に言えないことも当然である。このような場合に、調査者が家族とは何かという問に答えるために為し得ることは、(1) 一般にあたりまえだと言われる理念的なモデルを設定すること、(2) いろいろな生活条件によって個別的に現われる家族の諸相を記述して、人の一生を経過的に捉えることによって家族の発展段階として一般化することの二つであろう。これに関しては実証的なデータをあげてすでに論じた。¹⁵⁾ 本稿では、むしろ、これらの背後にあるマレー農民の家族というもののイメージを探り出そうとしているのであるが、¹⁶⁾ そのための手懸りとして、家族を指す語の *keluarga*, *kelamin*, *anak bini* などが間柄を示す関係概念であることに注目して、それらが常に含意する所のきょうだい関係、夫婦関係、親子関係の若干の特徴を列記してみたい。

II.4 夫婦関係¹⁷⁾

村落では、婚前の男女の隔離はイスラーム法の下に比較的厳しく遵守されている。また、女性には生殖能力がある限り男性との接触に際して制約を受ける。男女2人が公に一緒になれるのは夫婦であることが前提とされる。夫婦は「対」であって、常に1単位として数えられ、むしろ離れていることのほうが変則と考えられる。しかも両性の生活領域がかなり明確に分割されているが故に、配偶者の必要度は極めて高い。いわば、夫婦関係は和合に基づいた補完的契約関係であり、対（釣り合い）の思想によって支えられているといえる。

夫婦間の相互の呼称は種々な選択可能な範囲をもっている。¹⁸⁾ もちろん、名前を呼びあうこともその一つであるが、結婚初期においてはお互いにきょうだい名称である *abang* (兄) と *adek* (年下のきょうだい) とを用いることが多い。¹⁹⁾ 本来他人であった者同志が血縁関係の親族名称を使用することによって、血縁関係に付随する親密さ、気安さの雰囲気をかもしだす。きょうだい関係の帯累、結合、調和、協同、切っても切れない縁などの理念的な関係が、夫婦関係の中に擬制されるわけである。これは、結果論的に見れば、不成功に終わり易い初期の婚姻関係を擬制的兄妹関係によって糊塗しているとも言える。また、妻の保護者としての夫の地位が、父親の代わりである兄名称に象徴されているとも見られる。ここで注意すべきは、夫婦

15) *The Changing Peasant World in a Melaka Village: Islam and Democracy in the Malay Tradition* (Ph. D. Thesis, University of Chicago, 1974) の第2章および口羽ほか編著『マレー農村の研究』(創文社) 第3部参照。

16) 「背後にある」というのは、調査者がそう解釈するだけであって、実はこの「イメージ」というのは(1)(2)をよりよく解釈するために調査者が構築する説明モデルにすぎない。解釈の深さという問題は、取り扱うデータの序列または等級とも関連させて考えねばならないと思うが他稿を期したい。

17) 配偶者選択に関する考察は拙稿「双系制親族組織におけるイトコ婚の一考察」を参照されたい。

18) 親族名称のなかで、直接相手と呼びかけるのに用いられるのを呼称、第3者に指し示す場合に用いられるのを示称といちおう区別しておく。

19) 頻度としては夫が妻の名前を呼び、妻が夫を *abang* と呼ぶことが多い。夫は妻の示称として *adek* を決して用いないが、親しい女性の間では夫を *abang* と示称することもある。*Abang* という語には保護してくれる者という感じが強く、弱者の甘えが表現される。

が兄妹と同視されるのではないということである。性的関係という面で両者は根本的に対立する。一方は性的関係を結ばねばならぬし、他方は厳に禁止されている。²⁰⁾ なぜ夫婦関係の中に、性的関係を禁忌する名称が持ち込まれ得るかという疑問に答える言語学的な材料はない。ここでは、これは新夫婦が新しい家族を兄妹単位を基として作りかけているという象徴的な表現であると共に、両者とも両方の親の家族の一部になったのであるという暗示と解釈したい。夫は兄なのであるから当然妻の親の家族圏の中に入っておかしくなく、また妻の親から見れば、婿は娘の兄なのであるから当然子 (anak) でもある。同じことは妻に関しても言える。かくして、少なくとも結婚した初期の段階では、新夫婦は自分達自身の家族、夫の親の家族、妻の親の家族のいずれにも属し、婚姻によっていずれかの家族から切り離されないことになる。否定的に言えば、不即不離でもあり得る。²¹⁾ 実際にも、婚後の居住、財の相続、家庭問題の処理などの際に所属の重複は確認される。

「所属の重複」というのは各家族圏を一つの集団として見なすからであり、より適切には、いったん認められた関係が否定されないということである。昔の関係が新しい関係を抹消する社会的規制がないのである。だからと言って、三つの家族が融合して一つの大家族をなすものでもない。その一つ一つは分離し得るものであり、実生活では多くの場合互いに独立している。さらに言えば、新夫婦のみがその両者の親の家族に完全に所属し得るのであって、他の家族員同志は集団としては無関係である。²²⁾ これは2世代を考えただけであるが、3世代についても同様のことが言える。祖父母から見れば、孫夫婦は彼らの keluarga の構成員なのである。孫夫婦は、四つの祖父母の keluarga にそれぞれ属していることになる。実際には夫婦一組の世帯を単位とする生活が営まれながらも、その構成員はたとえその単位が解体しても他に所属し得る単位が常に存在していると言える。

マレー農民の間では、男女を対として必要とする補完性と後発の愛情とに支えられて夫婦間の結びつきは強い。しかし、夫婦が分離して新しい結合を作る上の障害がマレー人社会には極めて少ない。上述のように、離婚者ならびにその子供をも容易に吸収し得る制度があり、かつ再婚に対する偏見も少ない。とくに初期離婚が多いのは、当人同志の適応不順ということのほかに、両方のもとの家族からの圧力ということも見られる。即ち、完全にもとの家族から離脱していないことから生じる離婚も見逃せない。例えば、婚後の居住地選択をめぐる離婚などはこの例である。離婚を罪惡視する宗教的価値観も最近までは問題にされず、離婚手続も簡

20) 例えば、マレー語の表現に 'mengambil akan saudara' と言うのがある。これは兄と妹となって、今までの love-affair を中止するという意味である。

21) きょうだいの家族との関係は、まさしく不即不離と言える。

22) しかしながら、親と親との関係は相親 (bisan) と示称される。配偶者のきょうだいは ipar であり、きょうだいと結婚した配偶者同志は biras である。呼称にはいずれも父母あるいはきょうだい名称が用いられるにもかかわらず、個々の関係を分別する示称が存在しているのである。集団として姻戚関係が定式化されないから、個々の対人関係を抽出しなければならないとも言える。

単であった。むしろ、釣り合わない者同志が結婚を続けることのほうがおかしいのであって、離婚するのがあたりまえと考えられる。1960年代以降、イスラーム宗教局の行政的指導によって離婚数は減少しつつある。「真の」イスラーム精神は離婚を好まないという教えの普及と離婚手続上の行政的措置によるものと言われるが、事実は西欧的な影響を受けたエリートによる西欧化の一端としても捉えうる現象であろう。

補完的契約関係の最も重要だと意識されるのは *nafkah* (たずき) を夫が妻に与える義務である。²³⁾ *Nafkah batin* (隠れたたずき) は夫が妻に果たすべき性的義務とその権利であり、*nafkah zahir* は夫が妻に与えるべき生活費である。妻子の生活を保障するのが夫の役割であり、それがなされねば離婚ということになる。²⁴⁾ 夫婦は常に一緒に住むことが望ましいが、生計を立てる為ならば、夫と別れて暮らしても仕方がないと出稼ぎを理由づける背景には、この契約の履行、それが無ければ結婚の存在基盤がくずれるという思想があろう。²⁵⁾

II.5 親子関係

「オヤコ」にあたる語はマレー語には見当たらない。日本語の「オヤ」、英語の 'parent' にあたる親の汎称がない。Ibu bapa, emak bapa, ayah bonda のように「父+母」という複合語によって両親をあらわす。これに対し子供には *anak* という汎称があり、ムスコ・ムスメのように性別を示すためには男・女という意味の単語を付加せねばならない。親族示称を見る限りにおいては、子が父母を示す時には類別的な親の観念は薄く、あくまでも父は父、母は母にとどまると言える。強いて親にあたる語を探すとすれば、*orang tua* (字義通りには、年をとった人, *old man*) などの複合語のほかには、母を意味するとされる *ibu* がそれにあたるのかもしれない。Ibu には、主要なもの、中心となるものという意味もあり、拇指 (*ibu jari*)、母国 (*ibu pertiwi*)、母屋 (*ibu rumah*)、首都 (*ibu kota*)、川の本流 (*ibu sungai*)、役所の本庁 (*ibu pejabat*) などに用いられる。

生計の維持ということを背景に、権威の象徴としての父親は理念的に存在していないわけではないが、農村の家族生活という面から見る時には最も役割代替のされ易いものでもある。権威を支えている経済的な力というものが、農村においては父=夫なしでも賄い得ることは、その理由の一つである。村にいる限りは、少なくとも餓死しないという相互扶助の保障の力が働く。もちろんこれは村が一体となって(共同体として)母子家庭を助けるというのではない。特定の親族による援助である。父親が代替可能性をもっとも秘めている理由は、父親が権威の象徴であるということにも由来する。権威というものは常に見えたり、存在したりしなくと

23) 家事・育児・貞節などが妻の義務ではあがる、離婚手続上夫に優位が与えられているせいか、夫の扶養の義務は村落レベルではもっとも強調される。

24) 例えば、夫が事故で不具となった場合など、周囲のしんるいは生活の不安を理由に離婚を妻に勧める。

25) 老婦の間では、夫を *kawan* (友) と呼ぶ。また配偶者を「生涯の連れ合い」(*temun hidup*) という時の *temun* も友人の意味である。

も、必要な時にあれば良いわけである。²⁶⁾ 必ずしも家屋の中に共住する父親ではなくとも、オジであっても祖父でも良いし、宗教的指導者であっても良い。父親はいわば家庭生活を営む上での必須条件とは言われないわけである。父子の間の規律価値は、神（アッラー）と人間との関係にも比せられる。身近に持っていればそれだけ良いが、元来普遍に存在しているものなのである。このように父親不在を可能ならしめる家族では、それだけ一つのまとまりとしての統合力に欠け、単なる母子のエロスの価値によって家族が結びあわされているとも言える。²⁷⁾

実際の世帯構成を見ると、母子家庭は頻発するにもかかわらず、母欠損の父子家庭はごく稀である。性別による平均寿命の相違、夫婦の年齢較差を考えると、当然老後に女性が残る可能性は高いので、老婦世帯が多い傾向はいなめない。しかし、彼らや、比較的若い寡婦と未婚の子供の世帯や、1年、2年と出稼ぎに行きつ戻りつ時たましか夫の帰らない世帯などが、独立の家屋で独立の世帯を営めるのは、上述したように、父親の役割代替が容易であることと、新しい家族を作っても依然としてもとの家族圏の中に含まれていることが大きな要因であると言える。

親と子をつなぐ経済的な背景に相続の問題がある。まず第1に、マレー農民の間には家産という概念がない。財の使用・処理権は個人に帰し、夫婦間でもお互いの財の区別が存在する。子供の財にしてもしかりである。第2に、系譜関係に基づく単系または単子相続はなく、相続は実子の間では均分に行なわれるのが原則である。²⁸⁾

子供が親 (orang tua) に対して尽さなければならないという規範は、このような相続の均分制によって、例えば単子相続制度下の日本の家族制度などと違い、義務感の稀薄化が見られる。²⁹⁾ 老親もできれば独立して、子供の世話にならないようにする。必要とあれば、きょうだいの中で地理的に近い者が親の面倒を見、裕福な者、余裕のある者が必要経費を支出したり、必需品を買ってやれば良いのであって、特定の者が扶養の義務を負うとか、きょうだいが団体として責任を持つということはない。極端に言えば、親子の間は親の一方的な保護の義務を強調する片務的關係と言える。³⁰⁾

- 26) 現実に父親が出稼ぎなどで不在している場合には、母親が「父親をたてて」いる限り父親像は保たれ、むしろ強化され理想化されることにもなる。この点に関しては原ひろ子・我妻洋『しつけ』弘文堂、1974, p. 214 以下参照。
- 27) マレーのことわざに、「うまく行っている時には友人を大切に、若い間は夫（妻）を愛し、間違ったことをしでかす迄は父親に甘え、死ぬ迄母親を慕う」(Sayang sahabat semasa senang / Sayang suami isteri sementara muda / Sayang bapa sebelum membuat salah / Sayang ibu sampai kemati.) というのがある。
- 28) イスラーム法の適用を受ける場合は、イスラーム法で定められた相続権者 (waris) の間で法定の配分をする。均分的な傾向を示すが、息子と娘の間では2対1の割合になる。なお、warisはアラビア語起源であるが、もっとルースな意味にも使用されることもあり、「しんるい」を指すこともある。
- 29) もちろん老親扶養の観念が無いというのではない。イスラームあるいは儒教の教える扶養義務責任の比較はまた別の問題である。
- 30) 村落構成員を「子」に見立て、村人を首長の anak buah と称する。この場合も、首長は村人の信託を受けた受託者として権威をふるえるが、「子」である村人からの絶対的な忠誠心などは期待し得ない。

離婚・再婚の場合の子供の処理は、状況に応じた便宜的な引き取りが夫婦のみならず祖父母によっても行なわれることは既に述べた。引き取られた子供はその家族の一員と認められるが、他所で暮らす実親の子であるという関係は失われず、相続権もある。片親が子供を連れて再婚しても、新しい親は子供にとってあくまでも tiri (ママ) の関係にあり、おうおうにしてオジ・オバ名称で呼ばれる。

養子はイスラーム法では認められないが、慣習的に頻繁に行なわれる。³¹⁾ それは法律行為ではなく、便宜的な養取にすぎない。養子は養親の財産相続権を法律上認められない。相続養子は非常に特殊な場合であって、これも養親が生前に養子に対して財を法的に譲渡しておく措置が必要である。少なくとも法律上では財産相続権は実親に対して生じる。法律上はともかく、いったん養い児に出した子供に対して、実親が実子としての愛情とか思いやりを公然と表に出すことは禁じられている。養親のほうも養子を実子同様にわけへだてなく扱わねばならない。養子のほうも養親に対して恩 (berhutang budi) をかえさねばならないと言われる。ただし、この義務がイデオロギーとして制度化されているのではなく、親扶養の義務感が稀薄なことと同様に、個人的な均衡関係(養子と養親・実親との関係)に左右される。養子が実親と養親との双方に対して権利と義務が生じるのは特殊なケースであって、多くの場合は、きょうだいの有無などの状況に応じて、どちらか一方への義務がより強く感じられることになる。

結婚の場合と同様に、養子となっても、もとの家族とは完全に縁が切れるのではない。同時に、養親の家族が養取するのではなくて、養親が個人としてあるいは夫婦として取り子をすることに注意したい。例えば、BP 村において中国人の貰い子(女) D とその養母 M および 3 人の実子 (S₁, S₂, S₃) との関係は、養取が個人的な関係であることを示す。D は生後 7 日目にマラカ市在住の中国人から M によって買い取られた。中国人の実親との関係はこの場合まったくなく、その生死すらも誰も知らない。D は現在 30 才で村人の A と結婚して 5 子をもうけている。実子の S₁ は A-D の世帯よりはるかに裕福で、彼は何とかして母を引き取ろうとするが、母の M のほうが好んで A-D と一緒に住んでいる。S₂ は家族を村において出稼ぎに行き、S₃ は村外に住む。いずれも A-D より豊かな暮らしをしている。M は D を実子のように扱っているのであるが、S₁, S₂, S₃ とのインタビューでは、3 人とも D をきょうだいの中に勘定しない。D は母親の養子であって、彼らはきょうだいとは認めていないわけである。

親子関係には、さらに保護・後見人 (wali) の問題もある。ことに結婚の際の女性の後見人は重要であるが、これは家族または親族を団体として代替する者ではない。Wali というのは

31) 1952 年の Adoption Ordinance はムスリムには適用されることが明記されてある。一方慣習的に anak angkat (定義通りには、取り上げ子) という語のもとに種々の擬制的親子関係が包括される。呪術的な養親と子、出稼ぎや留学先での一時的な代理親と子、引き取り、養い児養子あるいは貰い子などがある。

単にある個人にとって保護者・後見人となれる者を指すだけである。³²⁾

要するに保護者―被保護者の関係が成立している間は、親子は一つのまとまりをなしているが、それ以上には単に個人の状況判断に任されて、かくあるべきだという親子関係のイデオロギーが確立されているわけではない。とくに子供が生活の糧を自力で獲得し得るようになると、親子関係の絆は急速に弱くなっていく。村落社会で、祭り事や種々の行事、組合への加入などにおいて、一見父＝夫が *keluarga* を代表しているように見えるが、これはイスラーム社会における女性の地位、夫婦は対であるとする思想、被保護者の子供は発言力がないとする見方などの複合的な現象の結果と捉えるべきで、集団としての家族を代表しているものでは決してない。

II.6 きょうだい関係

両親に対する関係によって生じるきょうだいの間の間接的な結びつきには既に他項で触れたので、きょうだい相互の直接的な結びつきについて補説しておきたい。

きょうだい全体を示称するマレー語は、*adek* (弟または妹) から派生した *adek-beradek* である。兄は *abang*、姉は *kakak* という名称があるにもかかわらず、きょうだいを指すのに保護を必要とする *adek* が使われていることになる。この用法は「家族」を示すのに *anak bini* と言うのと類似している。即ち、その構成員の1人から見た全体である。*Anak bini* をより総括的に言うのに *keluarga* というサンスクリット起源の語が用いられるのと同じように、*adek-beradek* に対応する語にやはりサンスクリット起源の *saudara* がある。*Saudara* は、父または母が同じ者、即ち兄、姉、弟、妹という意味のほかに、いとこ、同世代親、親族関係のある者、仲間、友達、同志の意味にも使われる。いずれも何かを同じくする者の間の関係を指し、団体としての *saudara* が意識されるのではない。

Keluarga も *saudara* も共に親族までを含めて指す場合もあるが、前者は親子関係を中心として系統を強調し、後者はきょうだいの拡大解釈として横の広がり、先祖を同じくする同世代親を強調する。注意すべきは *saudara* は決して「家族」の意味には使われないということである。

既に述べたように、兄 (*abang*) は父親の代わりとして、弟妹の面倒を見ることが期待されている。父親が亡くなれば弟妹の保護者として法律的にも効力を発する。しかし、このような保護―被保護の関係は弟妹の結婚までで、彼らの結婚後はむしろ妻子の扶養に専心することになる。夫婦結合に重点がおかれ、親子結合、きょうだい結合はこの順で考慮されることになる。

結婚後、近くに住んでいれば、姉妹の間では密接な日常的なつき合いが保たれるが、兄弟間

32) Wali の意味については、拙稿「ジャクン (オラン・フル) の結婚と離婚」『東南アジア研究』6 巻 4 号, 1969, p. 745 脚注参照。

では、何か問題がある時に相談し助け合う以外は妻達の日常的なつき合いしかない。いずれの場合も、近隣に住んでいなければ、時折りの相互の訪問、冠婚葬祭の際の援助だけにつき合いが限られてくる。³³⁾ 独立後のきょうだいの間柄は、親子の間のような片務的關係は見られず、互酬を基礎として双務的關係になる。そして、ipar (義理のきょうだい) や biras (きょうだいと結婚した配偶者同志) などの關係が強調される。

相対的な年齢差と年長者における性差とを示す abang/kakak と adek という区分以外に、出生順名称も使用される。マラカでは long, anjang, ngah, cik, bosu などの順位名称がつけられて区別される。Bosu Hasan と言えば、Hasan という人が沢山のきょうだいの中で末子であったことを示す。この順位には性差はない。また、きょうだいを一組のセットとして扱ってはいるが、これがそのまま長幼の順といったイデオロギー的なものになるのではなくて、あくまでも識別表示にすぎない。

III

一定の構造を持つ家屋があり、そこで寝食を共にするという規範がある限り、世帯という集団を指摘するのは容易である。世帯員の間では一定の役割分担があり、勝手に他所で食べたり寝たりできないという意味で、メンバーシップも固定している。しかしながら、時間を長くとって経過的に見ると、世帯の構成員は必ずしも一定したものではなく、また同居していないこともあり得る。理念的にはこの世帯の核をなすのは一組の夫婦である。「いえ」という抽象的な団体があるのではなくて、夫婦が形成するものとして概念化される。親族関係の上では夫イコール妻という等価値を与えられた夫婦という単位を中心に考えれば、家族の範囲は無限に拡大される。夫婦から見れば、子も孫もその孫も彼らの家族に変わりはない。この家族を区切るものは、系統 (keturunan) の観念以外には、家族・親族制度そのものの中には内蔵されていない。経済的・社会的・生態学的な条件が家族 (keluarga) を小分化して, kelamin にし, anak bini にするだけなのである。さらに言えば、どの世帯に属するかは一義的に決まるのではなく、複数の選択肢が与えられていると言える。

この意味で、マレー人の家族が夫婦と未婚の子女とからなる核家族であるというのは誤解を招き易い。そのような核は、集団としては概念化されていないのである。せいぜい人生の一時にそのような世帯が形成されるだけである。それを固定した規範として受け入れるだけ家族概念がイデオロギー化していないとも言える。夫と妻とが保護―被保護の関係にあるように、夫婦の下に集まるものは保護されるべき者で、それは独立可能になるまでの子女でも良いし、一世代飛んだ孫でも良い。あるいは貰い子でも良い。一人で生活能力の無い老人もこの中に含

33) 生存するきょうだいが同一村内に全部居住する例は少なく、多くは婚出・出稼ぎなどで別々の村に住んでいる。

まれ得る。少なくとも家族の範囲を未婚の子女に限ることなく、また、それらの内のいずれかの欠如している形態を欠損した家族と見なすこともない。

集団としての家族概念が、そのメンバーシップ、範囲ともに一義的に明確なものではなく、重層的であるということは、当然社会生活の分野にも影響を及ぼしていると考えられる。あるいは逆に、強い組織力を持った社会集団の存在が必要とされなかったために、家族制度も他の思想的・道徳的な原理に大きく左右されることなく、「家族」本来の特質でもって構成されているとも考えられる。Kelamin, anak bini は言うに及ばず, keluarga も saudara も関係概念であって、集団の外枠を示すものでは本来ないということは、マレー人の社会・文化を考える上に重要であろう。その関係概念のうちで、もっとも根源的なものは ibu と anak であり, saudara, 夫婦関係はこれら根源的な結びつきより、より文化的産物としての色彩が濃い。それ故に、シンボルとしてはより強調されることになる。³⁴⁾

マレー人家族の考察にあたって、本稿でとったような対人関係に分解する見方は批判をまねくことと思う。しかしながら、本稿の主旨は、往々にして集団として考えられる家族も、集団のまとまりを強調しない双系制社会では、他に生態学的・政治的・経済的な促進条件がない限り、個人を中心とした対人均衡関係の中の根源的な結びつきにとどまり得ることを改めて指摘することであった。行為者の操作概念ないしは行動原理としての家族は、集団としてのまとまりではなくて、個々別々の対人関係のつながりなのである。

34) これら関係の相違を強いて表現すれば、それぞれ、「つながり」あるいは系統、帯累（かかわり）、和合（つりあい）と言えよう。